

○財務省告示第百五十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年四月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年五月十一日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百八十七回、第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十二回、第三百四回、第三百七回及び第三百八回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十三回、第六十四回、第六十六回、第六十八回、第七十六回、第七十八回、第八十一回、第八十五回及び第八十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

十四 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に、各支払期において、次の算式に、ただし、算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \div 100 \times 1 \div 2$$

十五 償還金の期限

償還金の期限
償還金の期限
償還金の期限
償還金の期限

(別表のとおり)
額面金額は、発行時において、平成二十三年四月十九日付の本証券協会の発表した公債店頭売買参考統計値表に掲載された各準とすの基

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第十三年） （百八回） （国庫債券）	一・三%	平成六年三月二十二日	五十億円
（利付） （第十三年） （百七回） （国庫債券）	一・三%	平成三年三月二十二日	円百九十一億
（利付） （第十三年） （百四回） （国庫債券）	一・三%	平成九年三月二十一日	三十億円
（利付） （第十二回） （百九十九） （国庫債券）	一・七%	平成三年三月二十日	六十億円
（利付） （第十二回） （百九十） （国庫債券）	一・三%	平成三年三月二十日	億五百二十三
（利付） （第十二回） （百九十） （国庫債券）	一・四%	平成三年三月二十日	円八百十一億
（利付） （第十二回） （百八十） （国庫債券）	一・九%	平成六年六月二十九日	二百億円

（別表）

十八 象 国債の
元 利回り
利 金支
元 日本銀行
利 回りとする。
回 り対象国債の
り とす。 平均値の

十九 入 札参加
者 財務大臣から通知を受けた者

二十 払 込期日
日 平成二十三年四月二十二日

（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 〇 %
日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 九成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 月二 二十五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五
百 四 十 億 円	円百 六 十 六 億	九 億 円	九 億 円	億二 円百 五 十 一	十 二 億 円	億三 円百 七 十 三	五 億 円	五 億 円	四 十 三 億 円	百 十 八 億 円